

「兵庫県難病指定医研修 質問シート」のⅢ 解答と解説

解 答	解 説
1. 「特定医療費（指定難病）助成制度について」	
<p>① 特定医療費の対象となる患者は、厚生労働大臣が定める診断基準を満たし、かつ、厚生労働大臣が定める重症度基準または軽症高額該当基準を満たす患者である。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の7～8ページ参照 ・重症度を満たさない場合で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3か月以上ある場合は、医療費助成の対象となる。（＝軽症高額該当基準（軽症者特例））（難病患者に対する医療等に関する法律第7条関係）
<p>② 新規申請で支給認定されれば、患者（または保護者）が申請窓口で申請を行った日から医療費助成が開始される。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の6ページ参照 ・医療費助成の有効期間の始期は、患者（または保護者）の住所地を管轄する保健所で申請を行った日とする。（難病患者に対する医療等に関する法律第7条関係）
<p>③ 医療費助成の支給対象は、健康保険等が適用される医療のみであり、治療など保険適用外の内容は対象としていない。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の9ページ参照
<p>④ 指定難病は、他の施策体系が樹立されていない疾病を対象とし、調査研究・患者支援を推進している。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の4ページ参照 ・例えば、がん対策基本法において体系的な施策対象となっている悪性腫瘍などは、指定難病の対象には含まれない。
2. 「難病指定医について」	
<p>⑤ 難病指定医は、5年ごとに更新手続きが必要であるほか、主たる勤務先など申請内容に変更があった場合は、その都度、変更届を提出する必要がある。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の11～12ページ参照 ・難病指定医は5年ごとに更新手続きを行わなければ資格を失効する。 ・また、主たる勤務先等に変更があった場合は、変更届を提出しなければならない。
<p>⑥ 難病患者が新規に医療費助成の支給申請をするときは、指定医のうち「難病指定医」が記載した臨床調査個人票を都道府県・指定都市に提出しなければならない。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の13ページ参照 ・新規申請を行う際は、必ず難病指定医が作成した臨床調査個人票を提出しなければならない。協力難病指定医が作成する臨床調査個人票は、更新申請時にのみ使用できる。

解 答	解 説
3. 「難病指定医療機関について」	
<p>⑦ 指定難病患者の医療について、医療費助成が適用されるのは、「指定医療機関」が行う医療であり、かつ、当該患者が支給認定を受けている指定難病に係る医療に限られる。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の15ページ参照 ・支給認定を受けた難病患者の対象となる特定医療とは、指定医療機関が行う医療であつて、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療をいう。したがつて、指定医療機関以外で受けた医療は指定特定医療に当たらず、医療費助成の対象にはならない。（難病患者に対する医療等に関する法律第5条関係）
<p>⑧ 「指定医療機関」は、難病患者に対し、良質かつ適切な医療の提供をしなければならない。また、受診者にやむを得ない事情があるときは、その者に対し便宜な時間を定めて診療しなければならない。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の16ページ参照 ・指定医療機関は、指定医療機関療養担当規程により、良質かつ適切な医療を提供しなければならない。規程の一つとして、受診者にやむを得ない事情があるときは、その者に対し便宜な時間を定めて診療をしなければならない、と定められている。
4. 「臨床調査個人票を作成する際の留意事項」	
<p>⑨ 臨床調査個人票を作成することが指定医の職務の一つであり、必要な項目（「■診断基準に関する事項」および「■重症度分類に関する事項」）について漏れのないように記載する必要がある。→【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修②」参照 ・臨床調査個人票における＜診断のカテゴリー＞や「重症度分類に関する事項」と、根拠となる症状や所見は矛盾のないように漏れなく記載する。なお、他院での情報が必要な場合は、医療機関間で連絡の上、入手する。
<p>⑩ 臨床診断が行われていても、医療費助成の対象となる基準を満たしていなければ、特定医療費（指定難病）の支給認定はされない（不認定となる）。 →【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の7～8ページ、及び各疾病の診断基準・重症度分類 参照 ・支給認定に当たっては、臨床調査個人票において、該当疾病の診断基準及び重症度基準を満たす必要がある。 ・なお、厚生労働省が定める医療費助成の対象となる「診断基準」は、学会の診断基準や臨床診断とは一致しない場合がある。
<p>⑪ 「診断基準に関する事項」は、病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない。 →【答え：○】</p>	<p>「難病指定医研修②」の9ページ参照</p>

解 答		解 説
⑫	<p>治療開始後における重症度分類は、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6ヶ月間で最も悪い状態を記載する。</p> <p>→【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修②」の9ページ参照
⑬	<p>兵庫県においては、臨床調査個人票の記載年月日は申請日以前の6ヶ月以内に記載されたものを有効としている。</p> <p>→【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県においては、申請日以前の6ヶ月以内に記載された臨床調査個人票を有効とする。医療費助成の申請は、臨床調査個人票の有効期限内に行う必要があるため、必要に応じて、指定医より、患者（又は保護者）に周知すること。
⑭	<p>申請手続きで提出された臨床調査個人票の情報は、指定難病患者データベースに登録され、難病の調査研究に用いられる。</p> <p>→【答え：○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病指定医研修①」の21～22ページ参照 ・臨床調査個人票に記入された内容は、OCRで読み込みを行い、研究目的で活用される。